

《インボイス制度》

インボイスとは？

適格請求書=インボイス

売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの

具体的には、現行の「区分記載請求書」に

「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます

《記載する6つのこと》

- ① 取引先の氏名・名称
- ② 日付
- ③ 品名
- ④ 金額(税抜き)と消費税額
- ⑤ 合計金額ごとの適用税率
- ⑥ 事業者の氏名・名称と登録番号



インボイス制度とは？

(売手)

2023年10月1日までに「適格請求書発行事業者」になっている必要がある

買手の取引相手(課税事業者)から求められた時は、インボイスを交付しなければならない

交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある(7年間)

(買手)

仕入税額控除の適用を受けるには、原則として取引相手(売手)の登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され、取引相手の確認を受けたものを保存することで仕入税額控除の適用を受けることもできる

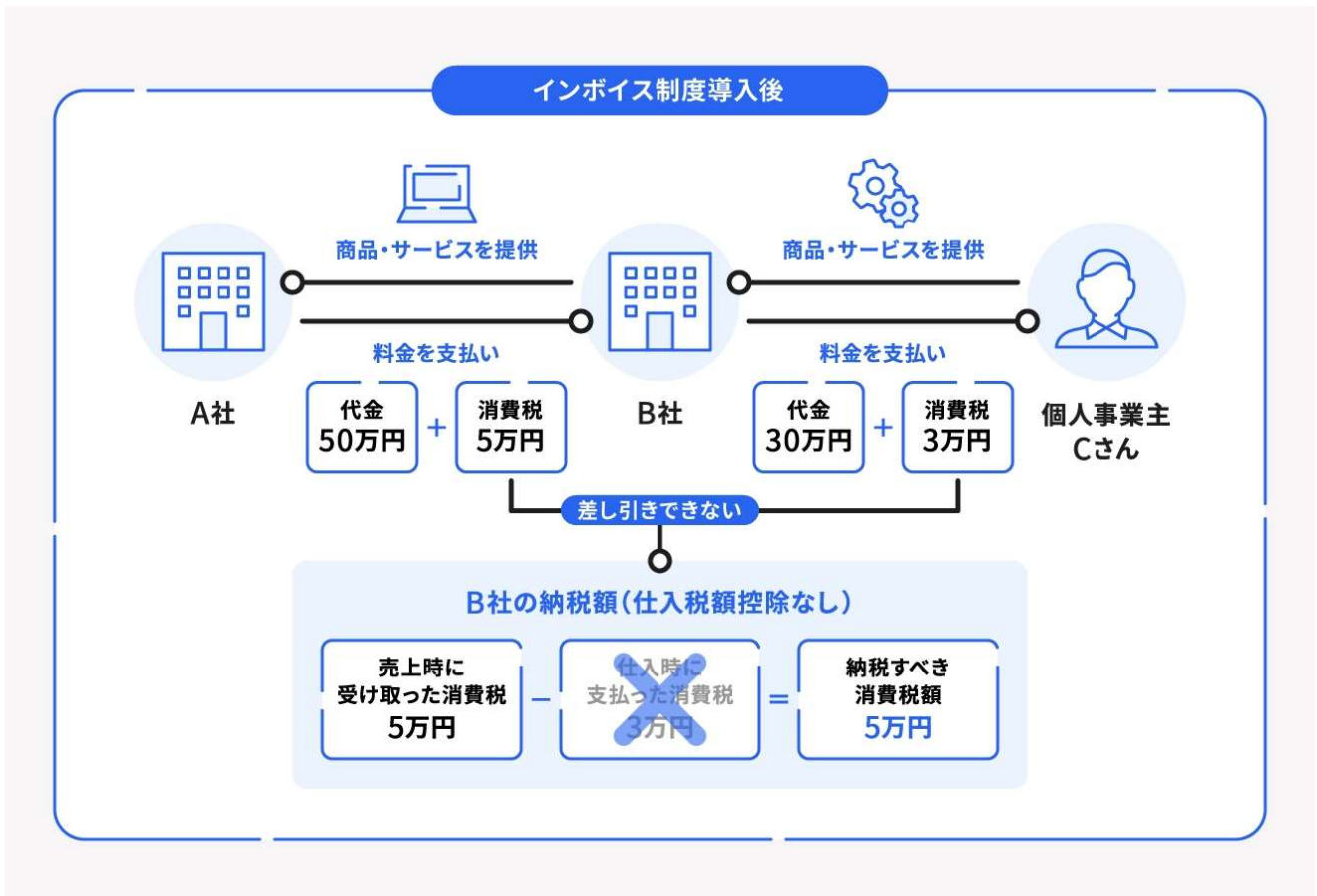
税額計算の方法

2023年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は次の①または②を選択することができる

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積み上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割り戻し計算」

注意

- ・ インボイス発行事業者になるためには2023年3月31日までに登録が必要
- ・ 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です
- ・ インボイス発行事業者になるには、「課税事業者」でなければ登録できない
- ・ 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表リスト」で登録番号、氏名等が公表される
- ・ インボイス発行事業者になると、基準期間の売上高が1,000万円以下になっても登録の効力が失われない限り消費税の申告が必要



- ・ 免税事業者の C さんは、適格請求書を発行できない→B 社は A 社から受け取った消費税 5 万円をそのまま納付しなければならない
- ・ B 社のような課税事業者は、このような支出を減らすため、C さんのような免税事業者との取引を行わなくなることが予想される

